

てんかん診療拠点機関の指定について（報告）

下記の医療機関に対して奈良県てんかん地域診療連携体制整備事業実施要綱第5条第4項の規定に基づき、奈良県てんかん診療拠点機関として指定することを報告いたします。

記

医療機関名	独立行政法人 国立病院機構 奈良医療センター
管理者	院長 平林 秀裕
所在地	奈良市七条2丁目789番地
指定年月日	令和3年4月1日

てんかん診療拠点機関の指定について

疾病対策課

1. てんかん地域診療連携体制整備事業(H27年度～)

(1) 背景

- ・てんかん患者は約100万人と推計される一方、必ずしも専門医療に結びついていない。
- ・治療は精神科、神経内科、脳神経外科、小児科など複数の診療科で担われているが、有機的な連携が取りづらい状態。
- ・一般医療機関、患者・家族にてんかんに関する情報などが届きにくい。

(2) 事業の目的

- ・地域で柱となる専門医療機関を整備。患者・家族が安心して診療を受けられる。
- ・治療に携わる診療科間での連携を図る。
- ・医療機関だけでなく、多機関(保健、福祉、教育、労働等)の連携を図る。

(3) 全国の様況

- ・平成30年度より国モデル事業から自治体向け事業として位置づけ
- ・21道府県で「てんかん診療拠点機関」を指定

札幌医科大学、東北大学病院、筑波大学附属病院、自治医大附属病院、埼玉医科大学病院、千葉県循環器病センター、聖マリアンナ医科大学病院、山梨大学附属病院、信州大学附属病院、西新潟中央病院、浅ノ川総合病院、静岡てんかん・神経医療センター、名古屋大学附属病院、大阪大学附属病院、鳥取大学附属病院、岡山大学病院、広島大学病院、徳島大学病院、長崎医療センター、鹿児島大学病院、沖縄赤十字病院

【令和2年12月現在】

2. てんかん診療ネットワーク会議の開催(第1回:H30.6 第2回:H31.2)

てんかん診療に携わる2次診療以上の機能を担う医療機関、専門医等が参加

※奈良医療センターが拠点医療機関の手上げをすることを確認

<参加した主な医療機関>

奈良医療センター、やまと精神医療センター、奈良医大、奈良県総合医療センター、西和医療センター、南奈良総合医療センター、市立奈良病院、天理よろづ相談所病院等

3. 奈良県てんかん地域診療連携体制整備事業実施要綱策定(令和1.12)

- ・てんかん診療拠点機関の指定要件、事業内容等を定める

4. てんかん診療拠点機関の指定

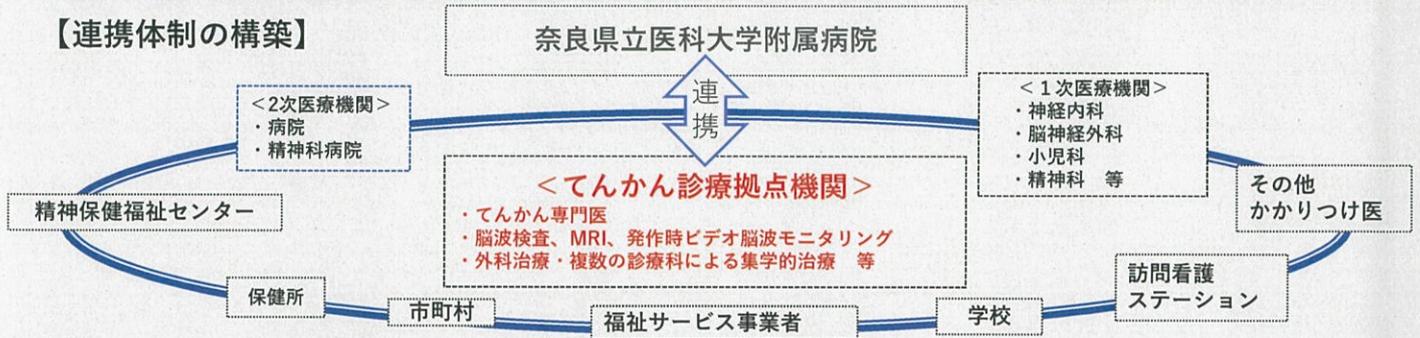
- ・奈良医療センターより指定申請があり、R3年4月1日付けで指定

てんかん地域診療連携体制の整備

【てんかん診療の課題】 ※てんかんは、統合失調症、認知症、うつ、依存症等とともに精神疾患の一つとして「保健医療計画」に組み入れられる

- ① てんかん発作時の救急医療
- ② 難治例の受入（6～7割の患者は薬物療法により発作が抑制されるが、残る患者は難治な経過）
- ③ 小児科からのトランジション（小児期発症患者が成人となった際の受入先）
- ④ 長期にわたる薬物療法（身近に受診できるかかりつけ医の確保）
- ⑤ 精神症状を合併したてんかん、てんかん以外の病気を合併した場合の受入先の確保
- ⑥ てんかん患者の妊娠、出産
- ⑦ 就学、就労、運転免許など社会生活に関わること 等

【連携体制の構築】



★てんかん診療拠点機関の指定

相談、検査・診断、外科治療、コーディネーター（他機関との連絡調整）、医療機関等への助言・指導、研修等

★てんかん治療医療連携協議会の設置

拠点機関における事業計画策定、効果検証、問題点の抽出等

てんかん地域診療連携体制整備事業実施要綱

<てんかん診療拠点機関の指定※>

【指定要件】 ※県内1カ所

- (1) 日本てんかん学会、日本神経学会、日本精神神経学会、日本小児神経学会、日本脳神経学会が定める専門医を1名以上配置
- (2) 脳波検査やMRIが整備、発作時ビデオ脳波モニタリングによる診断が可能
- (3) てんかんの外科治療の他、複数の診療科による集学的治療

<てんかん診療拠点機関の事業内容>

(1) てんかん治療医療連携協議会の設置

(2) 拠点機関の業務

- ① 専門相談及び治療、② 医療機関への助言・指導、③ 関係機関との連携・調整、④ 医療従事者、関係機関職員、患者・家族等に対する研修、⑤ 患者・家族、地域住民等への普及啓発、⑥ 協議会の運営、⑦ 協議会で定める指標に必要な数値等の集計・整理

(3) てんかん診療支援コーディネーターの配置

<てんかん治療医療連携協議会>

- ① 協議会の構成：専門医、行政（県主管課、精神保健福祉センター、保健所）、患者及び家族等
- ② 協議会の役割：拠点機関における事業計画の策定、問題点の抽出、拠点機関に対する提言等
- ③ 事業効果の検証：事前に設定した指標に基づき、対策の効果を評価

てんかん診療拠点機関の指定にかかる審査概要

指定要件：奈良県てんかん地域診療連携体制整備事業実施要綱

奈良医療センター

要 件	適否	備考
(1) てんかん診療に携わる専門医の配置		
日本てんかん学会、日本神経学会、日本精神神経学会、日本小児神経学会、又は日本脳神経学会が定める専門医が1名以上配置されていること。	○	専門医15名配置 ・常勤医：7 ・非常勤医：8
(2) 検査設備		
脳波検査やMRIが整備されているほか、発作時ビデオ脳波モニタリングによる診断が行えること。	○	・脳波計 ・ポータブル脳波計 ・MRI ・長期脳波ビデオ同時記録検査算定
(3) 複数の診療科		
てんかんの外科治療のほか、複数の診療科による集学的治療を行えること。	○	・脳神経外科、脳神経内科、小児神経科ほか、複数の診療科あり
(4) てんかん診療支援コーディネーターの配置		
てんかん患者及びその家族に対し、相談援助を実施する能力を有すること。 医療・福祉に関する国家資格を有すること。	○	有資格者を配置 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士